吉備中央町中山間特別地域訪問介護サービス等支援事業の申請について

1. 事業の目的について

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、要介護者の地域での生活を支える訪問介護や通所介護の在宅サービスが、訪問等の効率が悪い中山間地域においても継続して提供されることを目的として、訪問系・通所系介護サービスを提供する介護サービス事業者に、予算の範囲内で補助金を交付するもの。

2.補助対象サービス

（1）訪問系サービス

訪問介護、訪問入浴、訪問看護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護、夜間対応型訪問介護

※ 介護予防サービスは対象となりません。 ※ 施設みなしのサービスは対象となりません。

（2）通所系サービス

通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護※1、複合型サービス※2

※1※2 訪問、通所のいずれのサービスも行われますが、便宜上通所系サービスに区分しています。

※ 介護予防サービスは対象となりません。 ※ 施設みなしのサービスは対象となりません。

3.交付要件・交付額

（1） 補助対象期間

令和 8 年度 （令和 8 年 4 月から令和 9 年 3 月までのサービス提供分）

（2） 交付申請受付期間

令和 8 年 11 月 6 日～令和 8 年 12 月 4 日

※ 同一の事業者で複数のサービスを提供している場合は、サービス種別ごとに申請が必要です。

(3) 対象サービスと補助金の基準額

① 訪問介護、訪問入浴、訪問看護、訪問リハビリテーション、夜間対応型訪問介護、通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護

※介護予防サービス、施設みなしのサービスは対象外

区分	補助対象事業区分	基準額	補助率	交付額
1	吉備中央町内の特別地域加算対象地域内に居住する利用者に補助対象となる介護サービスを提供した場合で、事業所の所在地から利用者宅までの訪問又は送迎に要する時間が片道２０分以上である場合	基本報酬の 10 パーセントに 10 円を乗じて得た額	10 分の 10 ただし、通所系サービスについては、片道のみ送迎を行った場合は、2 分の 1 とする。	基準額の合計額に補助率を乗じた額 ただし、事業所ごとの当該交付額に 1,000 円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる
2	吉備中央町内の特別地域加算対象地域内に所在する事業所が、吉備中央町内の中山間地域等内に居住する利用者に補助対象となる介護サービスを提供した場合で、事業所の所在地から利用者宅までの訪問又は送迎に要する時間が片道２０分以上である場合			

② 定期巡回・随時対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、複合型サービス

※介護予防サービスは対象外

区分	補助対象事業区分	基準額	補助率	交付額
1	吉備中央町内の特別地域加算対象地域内に居住する利用者に補助対象となる介護サービスを提供した場合で、事業所の所在地から利用者宅までの訪問又は送迎に要する時間が片道２０分以上である場合	サービス提供回数に定期巡回・随時対応型訪問介護にあっては３７０円、小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスにあっては７００円を乗じて得た額	10 分の 10	基準額の合計額に補助率を乗じた額 ただし、事業所ごとの当該交付額に 1,000 円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる
2	吉備中央町内の特別地域加算対象地域内に所在する事業所が、中山間地域等内に居住する利用者に補助対象となる介護サービスを提供した場合で、事業所の所在地から利用者宅までの訪問又は送迎に要する時間が片道２０分以上である場合			

(4) 補助上限額

区分	サービス種別	上限額
1	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護	４６５千円
2	通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所、小規模多機能型居宅介護、複合型サービス	９３３千円

※ １つの事業所が複数の市町村から補助金の交付を受ける場合は、交付額の合計を補助上限額とします。

(5) 補助対象となる地域

① 補助対象事業区分１ 「特別地域加算対象地域」

下記表の地区内に居住する利用者に介護サービスを提供した場合で、事業所の所在地から利用者宅までの訪問又は送迎に要する時間が片道２０分以上である場合は補助対象となります。

旧津賀村	広面・上加茂・下加茂・美原・加茂市場・高谷・平岡・上野・竹部
旧円城村	上田東・細田・三納谷・上田西・円城・案田・高富・神瀬・小森
旧新山村	尾原・笹目・福沢・溝部

② 補助対象事業区分 2 「中山間地域等」

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」により、吉備中央町全域が中山間地域等と定められています。特別地域加算対象地域内に所在する事業所が、中山間地域等内に居住する利用者にサービスを提供した場合で、事業所の所在地から利用者宅までの訪問又は送迎に要する時間が片道２０分以上である場合は補助対象となります。

(6) 訪問又は送迎に要する時間について

事業所の所在地から利用者宅までの訪問又は送迎に要する時間が片道２０分以上である場合を補助対象とします。町から調査等の求めがあった場合は、関係書類を提示・提出できるよう、根拠となる資料、運行記録及びサービス提供記録は適切に保管してください。

※ 事業所の所在地から利用者宅までに要する時間は、経由地を挟まないものとします。

（例） 事業所から利用者である A 氏宅までの時間

① 事業所 → A 氏宅 （事業所から A 氏宅間で所要時間が片道 20 分以上となる場合）補助対象

② 事業所 → B 氏宅 → A 氏宅

（B 氏宅を経由したことで所要時間が片道 20 分以上となる場合） 補助対象外

4 申請手続きについて

補助金交付までの事務の流れは次のとおりです。

交付申請 → 審査 → 交付決定 → 実施状況報告 → 実績報告 → 確定通知 → 補助金交付

（1） 申請様式について

申請様式

申請様式	様式第 1～9 号 申請書等 Word ファイル
	別紙１～５ 事業所一覧表 Excel ファイル
	附表１－１～５－２ 計画書等 Excel ファイル

※ 町ホームページに掲載しています。

※ 様式第 1～9 号、別紙１～５については、事業者ごとに作成してください。附表については補助対象事業所ごとに作成してください。

（2） 交付申請 （令和 8 年 11 月 6 日～令和 8 年 12 月 4 日）

交付申請は事業者ごとに行いますが、補助対象事業所ごとに計画書等（③～⑤）の作成が必要です。

補助金の支給額は、交付決定金額を上限とします。交付申請にあたっては、内容を十分ご確認のうえ、慎重に申請してください

提出書類	① 様式第 1 号 補助金交付申請書
	② 別紙 1 事業所一覧表（補助金交付申請用）
	③ 附表 1－1 補助金所要額調
	④ 附表 1－2 年間計画内訳
	⑤ 附表 1－3 年間実施計画書
	※ 基本情報入力シートも併せてご提出ください。

（4） 交付決定

交付申請書類の受理後、内容の審査を行い、交付決定通知書を送付します。

（5） 実施状況報告 （4 月～10 月/11 月～12 月/ 1 月～3 月））

交付決定がなされたら、補助対象事業所ごとに実施状況をまとめ報告してください。

提出書類	① 様式第 5 号 実施状況報告書
	② 別紙 4 事業所一覧表（実施状況報告用）
	③ 附表 2 実施状況報告明細書
	④ 附表 3 実施状況集計表
	※ 基本情報入力シートも併せてご提出ください。

（6） 変更申請

交付決定後に補助事業の変更、中止、廃止をしようとする場合は変更申請が必要です。

提出書類	① 様式第 3 号　計画変更・中止（廃止）申請書
	② 別紙 3　事業所一覧表（計画変更・中止（廃止）申請用）
	③ 附表 4-1　補助金所要額変更調
	④ 附表 4-2　補助金所要額変更内訳
	※ 基本情報入力シートも併せてご提出ください。

※ 補助対象額が増額の場合・補助対象額が 20%を超える減額の場合は、変更申請が必要です。

（7） 実績報告

補助事業が完了若しくは中止、廃止の承認を受けたら、実績報告書を作成し提出してください。

提出書類	① 様式第 6 号　実績報告書
	② 別紙 5　事業所一覧表（実績報告用）
	③ 附表 3　実施状況集集計表
	④ 附表 4-1　補助金所要額変更調
	⑤ 附表 4-2　補助金所要額変更内訳
	⑥ 附表 5-1　年間実績報告
	⑦ 附表 5-2　年間実績報告内訳
	※ 基本情報入力シートも併せてご提出ください。

※ 提出期限は、令和 9 年 3 月提供分をもって事業を完了する場合は、令和 9 年 4 月 15 日までです。

（8） 確定通知

実績報告書類の受理後、内容の審査を行い、交付確定通知書を送付します。

（9） 補助金交付

確定通知後、請求書の提出をもって補助金の支払いを行います。

補助金の支払いは事業者ごとに行います。

提出書類	① 様式第 8 号　補助金請求書
	② 補助金確定通知書の写し
	③ 事業所一覧表（補助金確定通知）の写し

（10）参考 （実施計画の積算方法について）

実施計画の作成にあたっては、「附表 1－3 年間実施計画書」をご利用ください。

利用者一人ひとりの利用状況を基に交付申請額をもとめます。

（例 1） 訪問介護事業所が特別地域加算対象地域内に居住する利用者に対してサービスを提供した場合

基準額		月間サービス提供予定回数（月平均）		12 か月
（利用者ごとの基本報酬×10%×10 円） ※特別地域加算対象地域内に居住し、事業所の所在地から利用者宅まで片道20分以上かかることが条件	×		×	

（例 2） 特別地域加算対象地域内に所在する訪問介護事業所が利用者にサービスを提供した場合

基準額		月間サービス提供予定回数（月平均）		12 か月
（利用者ごとの基本報酬×10%×10 円） ※事業所が特別地域加算対象地域内に居住し、利用者宅まで片道 20 分以上かかることが条件	×		×	

（例 3）小規模多機能型居宅介護が特別地域加算対象地域内に居住する利用者に対してサービスを提供した場合

基準額		12 か月
（利用者ごとの月間サービス提供予定回数（月平均）×700 円 ※特別地域加算対象地域内に居住し、事業所の所在地から利用者宅まで片道 20 分以上かかることが条件	×	

（例 4）特別地域加算対象地域内に所在する小規模多機能型居宅介護が利用者に対してサービスを提供した場合

基準額		12 か月
（利用者ごとの月間サービス提供予定階位数（月平均）×700 円 ※事業所が特別地域加算対象地域内に所在し、利用者宅まで片道 20 分以上かかることが条件	×	

※基本報酬は加算部分を含まないものとします。